

# 静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領の運用

## 【改正箇所 新旧対照表】

令和元年 10 月

静岡県

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領の運用</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領(以下「要領」という。)に該当する複数の業務を一括して発注する場合の調査基準価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を越える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第6条関係 (略)</p> <p>(品質確保のための措置)</p> <p>第14条第4項関係 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この運用は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要領は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この要領は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p>	<p style="text-align: center;">静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領の運用</p> <p>(調査基準価格)</p> <p>第3条関係</p> <p>(1) 静岡県建設関連業務委託に係る低入札価格調査制度要領(以下「要領」という。)に該当する複数の業務を一括して発注する場合の調査基準価格は、業務毎に要領第3条第2項により算定したのち合計した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に10分の8を乗じて得た額を越える場合にあっては、予定価格に10分の8を乗じた額とし、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の6を乗じて得た額とする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(調査の実施)</p> <p>第6条関係 (略)</p> <p>(品質確保のための措置)</p> <p>第14条第4項関係 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この運用は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この運用は、平成23年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成23年8月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成24年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成27年4月1日以降、公告または指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成28年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成29年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p>この運用は、平成31年4月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</p> <p><u>この運用は、令和元年10月1日以降、入札公告又は指名通知を行うものから適用する。</u></p>